

居宅介護支援重要事項説明書

ベストパートナー

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当社のサービス方針及びサービス内容等

住み慣れた地元、地域で安心して暮らせるため、地域に根ざしたサービスをめざしています。

- ① 事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営む為に必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況などを勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画書を作成すると共に、当該計画書に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- ③ 居宅介護支援にあたっては、事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行い、利用者は、ケアプランに位置付けるサービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めたり当該事業者をケアプランに位置付けた理由を求めたりすることが可能とします。また事業者は自事業所のケアプランに位置付けた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況を別に説明します。
- ④ 居宅介護支援にあたっては、中重度者や困難なケースであっても担当介護支援専門員と共に事業所全体で利用者主体の援助を検討し、地域包括支援センター等、多機関と連携し課題解決に取り組めます。
- ⑤ 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスの連携に十分配慮します。
- ⑥ 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービスの変更、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑦ 前項の居宅サービス計画の状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- ⑧ 事業者は認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。
- ⑨ 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ⑩ 事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ⑪ 事業者は高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重がなされるよう虐待防止委員会の定期開催、指針整備、研修、専任担当者を置くことを実施します。
- ⑫ 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態・時間・その際の利用者等の心身の状況・理由等を記録します。

2. 担当の介護支援専門員

- ① 担当する介護支援専門員及びサービス提供責任者(管理者、サービスコーディネータ等)は、次の通りです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- ② 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

介護支援専門員氏名 _____ 連絡先(電話)03-5713-1243

3. 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

4. 利用者負担金

① 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納などがある場合には、1ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。

居宅介護支援費(Ⅰ)	(ⅰ)取り扱い件数が「45件未満」	(ⅱ)取り扱い件数が「45～60件未満」	(ⅲ)取り扱い件数が「60件以上」
要介護1・2	12,380円/月	6,201円/月	3,716円/月
要介護3・4・5	16,085円/月	8,025円/月	4,810円/月

② 加算

次にあげられるいずれかに該当している場合は、基本料金に下記の料金が加算されますが、

介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

1	初回加算	3,420円/月
	・ 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・ 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・ 要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
2-1	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円/月
	・ 利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、医療機関の職員に対し利用者の心身の状況や生活環境の等利用者にかかる必要な情報を入院した日のうちに提供した場合 ・ 利用者1人につき1月に1回を限度	
2-2	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円/月
	・ 利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、医療機関の職員に対し利用者の心身の状況や生活環境の等利用者にかかる必要な情報を入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合 ・ 利用者1人につき1月に1回を限度	
3-1	退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,130円/月
	・ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受け、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合	

	・ 入院または入所の期間中に 1 回を限度(以下、3-2~3-5 まで同様)	
3-2	退院・退所加算(Ⅰ)口	6,840 円/月
	・ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受け、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合	
3-3	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,840 円/月
	・ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合	
3-4	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,550 円/月
	・ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受け(うち 1 回はカンファレンスによる)、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合	
3-5	退院・退所加算(Ⅲ)	10,260 円/月
	・ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受け(うち 1 回はカンファレンスによる)、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合	
4	通院時情報連携加算	570 円/月
	・ 医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、それを踏まえてケアマネジメントを実施した場合 ・ 利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度	
5	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円/月
	・ 病院又は診療所の求めにより利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行ない、必要に応じサービスの調整を行った場合 ・ 利用者1人つき1月に2回を限度として算定する	
6	ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円/月
	・ 在宅で亡くなった利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で亡くなった場合を含む)へ、以下を実施した場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ● 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを実施 ● 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ● 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供 	
7	特定事業所加算Ⅲ	3,682 円/月
	・ 常勤の主任介護支援専門員を 1 名配置	

- ・ 常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置
- ・ サービス提供の為の留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的(概ね週 1 回以上)に開催
- ・ 24 時間連絡体制の確保と必要時に利用者の相談に応じる体制の確保
- ・ 計画的な研修の実施
- ・ 地域包括支援センターから紹介された困難事例の対応
- ・ 家族に対する介護を日常的に行っている児童や、障害者、生活困難者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加
- ・ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ・ ケアマネジャー一人当たりの担当件数が 45 名未満
- ・ ケアマネ実務研修における実習への協力または協力体制の確保
- ・ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施
- ・ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成

③ 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

5. その他

● サービスの中止(キャンセル)等について

- ① 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先(又は介護支援専門員等の連絡先)までご連絡ください。
連絡先(電話) 03 - 5713 - 1243 (営業時間 9:00 ~ 18:00)
- ② 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- ③ 利用者は 3 日以上予告期間があれば、契約全体を解除することもできます。(契約書第 6 条)
- ④ サービス提供のキャンセル又は契約の解除の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

● 居宅介護支援の業務外の内容について

介護支援専門員はケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等をご紹介します。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院等の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

● 医療機関へ入院されたときについて

入院の際は入院先の医療機関へ当事業所名、担当の介護支援専門員氏名、連絡先をお伝えください。

6. 法人及び事業所の概要

2025年3月1日現在

【法人】

名称・法人種別	株式会社 きゅあカンパニー
代表者名	鶴賀 貴子
本社所在地	東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階
電話	03-5713-1243
業務の概要	指定居宅介護支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 その他これに付随する業務

【事業所】

事業所名	ベストパートナー
所在地	東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階
事業者指定番号	東京都 1371105683 号
管理者	石井 千秋
連絡先	東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階 電話 03-5713-1243
サービス提供地域	大田区

7. 事業所の職員体制等

2025年3月1日現在

職種		人員
管理者	石井 千秋	1名
介護支援専門員		4名(常勤4名)
事務員		1名

8. サービス提供時間

平日 午前 9:00 ~ 午後 6:00

(注) 土曜・日曜・祭日・年末年始(12/30~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

上記営業日及び営業時間のほか、以下の電話による常時24時間連絡可能な体制をとっております。

営業時間外の連絡先 (電話) 03-5713-1243

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話 03-5713-1243 Fax 03-6423-7356 相談員(責任者) 石井 千秋 対応時間 平日 午前 9:00 ~ 午後 6:00
-------------	--

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

大田区介護保険課 居宅サービス担当	所在地 東京都大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1655 対応時間 平日 午前 8:45 ~ 午後 5:00
東京都国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11F 電話 03-6238-0177(苦情受付窓口) 利用時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 土・日・祝日を除く

■ 説明確認欄 ■

_____年_____月_____日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

〈事業者〉 事業者名 株式会社きゅあカンパニー ベストパートナー

説明者 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

〈利用者〉 氏名 _____

〈代筆者〉 氏名 _____ (続柄 _____)